

## 第4回 稲敷市事務事業評価 外部評価委員会

日時：平成30年8月20日（月）午後1時00～

場所：稲敷市役所本庁舎 3階北321会議室

進行・時間	発言内容
-------	------

### 1. 開会

事務局	時間前ではございますが、お揃いですのでただいまより第4回目となります外部評価委員会をはじめさせていただきますと思います。 はじめに委員長長からご挨拶をお願いいたします。
-----	---

### 2. 委員長あいさつ

委員長	今日も良いお日柄ですね。また暑くなるのは嫌ですね。また台風が来るということですし。 本日もよろしく申し上げます。
事務局	では、担当課をお呼びいたします。

### 3. 議事

#### (1) ヒアリング～健康分野～

#### 11. 電子母子手帳サービス事業（担当課：健康増進課）

事務局	お疲れ様です。それでは、電子母子手帳サービス事業、健康増進課ということで始めさせていただきますと思います。委員長、よろしく申し上げます。
委員長	それでは、説明からよろしく申し上げます。
担当課	健康増進課長です。よろしく申し上げます。
担当課	課長補佐です。よろしく申し上げます。
担当課	係長です。よろしく申し上げます。
担当課	今日は係長が担当ですので、担当から説明させていただきます。よろしく申し上げます。
担当課	それでは電子母子手帳の説明をさせていただきます。稲敷市では、妊娠期から切れ目のない子育て支援に力をいれております。その1つとして、電子母子手帳を平成28年12月から県内初導入いたしました。 本来、母子の健康管理は、母子健康手帳、こちらですが、より子育てが楽しくなるよう、電子ならではの便利な機能を使って、紙の健康手帳を補完するものが電子母子手帳になっております。 株式会社MTIが開発しましたアプリを、各妊婦さんや、乳幼児の保護者の方々が、スマホなどにダウンロードして使っていただくもので、通信料は負担して頂きますが、個人のアプリの使用料は無料でございます。 お手元のパンフレットをご覧ください。似たようなパンフレットですが、こちらは、妊娠中、子育て中など、対象に合わせて分かれております。1枚目の下、こちらのQRコードをスマホで読んでいただきましてアプリを無料でダウンロードしていただいております。画面がこちらのパンフレットに書いてあります右上のような形でスマホに掲示されるようにな

	<p>っております。</p> <p>例えば妊娠期です。2枚目を開いていただきますと、こちらが妊娠中、妊娠届け出時にご説明させていただいているパンフレットです。妊娠期は妊婦さんの健診の記録として、妊婦さん自身の体重や、胎児の推定体重を入力すると、グラフに自動反映され、一目で妊娠中の体重の推移や胎児の成長を確認できます。特に、胎児のエコー写真をスマホに登録できますので、劣化もせず、思い出を永久的に保存ができ、とても素晴らしいと思います。</p> <p>また、お子様が生まれてからですが、次の3枚目の資料です。こちらは赤ちゃん訪問の時に使わせていただいているパンフレットです。こちらを使いながらご紹介させていただいております。お子さんの成長記録を写真と共に残すことができ、特に予防接種に関しましては、出生日を登録しますと必要な予防接種の案内が送られてきたり、予防接種を予約し予定日が近づくと通知されたりという機能も備えております。</p> <p>このような思い出や成長記録は、妊婦さんだけではなく、遠くに住んでおられますおじいちゃんおばあちゃん、家族皆さんと共有できる機能も備わっており、これは、電子母子手帳ならではの機能だと思っております。そちらの資料が最後にあるパンフレットになっております。</p> <p>成長記録や予防接種の管理だけではなく、地域の子育てに関するサイトにも繋がっております。必要な情報をすぐに検索できるようになっております。健康増進課では、麻疹などが流行った時には、タイムリーに必要な情報を発信しております。</p> <p>現在登録者数は190名でございます。アプリそのものの操作は妊婦さん、または保護者様自身で行っていただくものですので、担当課としましては、アプリの登録者を増やすために、今後の課題として、PR方法の見直し、そして、ママ友間の評判が登録者数を増やすと考えられますので、アプリ内の情報発信内容の検討をしてみたいと思っております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	使用料及び賃借料の64万8千円というのはいくらでしょうか。
担当課	こちらは、委託料です。
委員長	アプリは稲敷仕様のものができるといえることですか。
担当課	アプリの使用料はこちらで、月5万円×12ヶ月に消費税です。通信料は保護者様の自己負担になっております。
委員長	月5万円ですか。
担当課	はい。
委員長	登録者数が増えないと、1人あたりの単価が高いですね。いつからやっているのですか。
担当課	平成28年度12月です。
委員長。	今のお母さんは、スマホを持っていない人のほうが圧倒的に少ないですよ。そういう意味では、子どもの数と合いませんね。
担当課	登録されている方は190名ですが、その中にはお子さんが何人かいらっしゃる方もいます。
委員長	年間の出生数は今どのくらいですか。

担当課	出生数は、今 200 人弱／年くらいですね。 登録者数を他のデータで見ますと、月齢ごとに分けて、238 名の登録があります。
委員長	例えば、携帯を変更した場合は、自分でもう 1 度入れるわけですね。
担当課	アプリ内に保管されているので、機種を変更してもそのまま使用できます。
委員長	ずっと残るのが母子手帳ですよね。そういう意味でいうと、これはずっと残るのですか。手書きのものがそうでなくなるわけですよね。母子手帳そのものも渡しているのでしょうか、それには書かなくなりますよね。
担当課	必ず渡しています。書かなくはなりません。健診等はすべて母子手帳に記入させていただいて、こちらが基本になります。電子のほうは、お母さまたちが楽しんでできるように、というものです。
委員長	そのタイミングでは書かれるけど、詳しい事は書かれないわけですよね。
担当課	お母さまによっては、その時その時の思いなどをたくさん書いている方もいらっしゃると思います。
委員	データをお母さまが入力していくんですね。
担当課	母子手帳から自分で写す形になります。その時のお子さんの様子を写真に撮って、自分の感想を入れたりできます。
委員	そのメリットはあります。震災で、母子手帳がなくなってしまった人のデータが残っていないということがありました。これなら残るでしょう。
担当課	そうですね。
委員	そういうメリットはありますね。
委員	全国初と言っていましたが、こういうアプリが委託している会社で作られていて、それは何年前くらいから作られていますか。
担当課	全国ではなく、茨城で初めてです。
委員	デメリットのほうが大きいから、市町村で使っていないのか、その辺りは調べましたか。
担当課	茨城県で導入しているのが 5 町村と聞いています。今年度あと 4 町村くらい増える予定だと聞きました。こちらの会社の実績としては全国で 104 自治体とおっしゃっていました。
委員長	何種類もあるのですか。
担当課	そうですね。違う業者のものもありますね。
担当課	導入をする時点ではまだ他の会社では出ていませんでした。きずなメールや予防接種に特化したアプリなどはあったのですが、こちらのアプリは、いろいろな子育て中の離乳食や予防接種のプッシュアップ機能がついてのお知らせがあり、その両方を保管できるということで選びました。
委員長	現実に、手帳に書かれる内容は、すべてこのアプリに入っていますか。
担当課	記録に関しましてはすべて入るようになっています。
委員	自動的ではなく、お母さんが自分で登録すれば入る、ということですよね。

担当課	はい、そうです。その他に、自分で入力すると成長曲線も自動的にグラフ化されます。
委員	健診と繋がっているわけではないですよ。利用するお母さんがあくまでもアプリを利用して記録をしていくということですね。
担当課	あとは、一般的にはお子さんはこういう発達をしますという情報や離乳食のことなど、タイムリーに必要な情報が入っているような感じです。
委員	まだ始まって1年ちょっとだと思うのですが、利用者の声はどうか。
担当課	それがこれからの課題で、利用者の声を聞きながら把握していかなければいけないと思っていますところ。
委員長	どうしてほしい、何がほしい、というような話はまだ聞いていないのですね。
担当課	はい、まだ聞いていません。
委員	ターゲット調査とかですね。
担当課	良いかなと思っています。
委員	不安なことや聞きたいことがあっても、お母さんは外出とかできませんよね。そういうときにこのアプリはとても心強い点がありますね。どうしてもお母さんは、妊娠中から、他の人に比べてどうか、産まれたら産まれたで、ミルクの量が足りないのではないかなど、ずっと心配事が続いています。そういった日々の不安にこたえてくれるアプリだと思います。
委員長	疑問に対してきちんと答えてくれるのですか。
担当課	質問のメニューはあります。
委員長	質問を入れると答えが戻ってくるのですか。
担当課	違います。一般的な質問が載っているの自分で検索してその答えを探します。皆さん悩んでいることは大体同じなので。
委員長	それに対する回答はあるのですか。
担当課	はい、あります。
委員長	妊娠中から子供を社会に属させるまでの間のお母さんの情報は、役所が一番取りづらい。その人達が本当に使いこなして役立てば、それに越したことはありません。本当に役立っているかどうかですね。アプリで今持っている機能がどこまで残るのか。紙はタンスの中に入れておけば20年たってもそのまま出てくる。そういう恒久的な機能を持っているのかどうか。いくつか課題はあると思います。 本当にこの人達が何を欲しているのか、役所も情報をほとんど得られていない。それが保育所の問題などになっている。そういうところに対応できるものならとてもいいと思います。 携帯のアプリや電子媒体は、どこまで持つのか、対応できるのか、誰も分からない。いいものだと思っていますが、本当にいいものになるのかどうかです。
委員	自分の経験からすると、あの頃は育児の本を何冊か買って1人でやっていました。だから、こういう子育て支援コンテンツなどは助かると思います。

担当課	そうですね、外部に繋がるようになっていきますので。
委員	すごく欲しいですね。
担当課	病院も登録しておくとお出てきます。
委員	支えられている感じがしますよね。フルサポートと書いてある。
委員長	これを通していろいろなことが要求できるというか、実現しようと思うようになった時に、実現できるだけの体制を稲敷市が持っているかどうか。お母さん方が持っている課題を、例えば、これはどうなのだろうと思った時に、それを直接役所に伝える内容はないですね。
担当課	こちらにはありません。
委員長	何の要望も行かないのですよね。
担当課	この画面からはありません。
委員長	そうすると、何が必要なか情報はとれないわけですね。
委員	確かにそうですね。電話相談みたいはこのアプリを通してできたらいいですね。
委員	稲敷市仕様の部分はどうなっているのですか。
担当課	子育て情報というところがあるのですが、そういうところから稲敷市のホームページに自動的に繋がるようになっていきます。
委員	例えば、夜間休日に突然具合が悪くなった時に、どこへ行ったらいいかわからない。それを教えてくれる内容があったらいいと思います。休日当番医とか救急の体制などが調べられたらいいのではないのでしょうか。
委員	稲敷市からの情報配信とあるのですが、この辺りを探すと出てくるのでしょうか。
担当課	それは検索できます。
委員	広報稲敷にも掲載されていますよね。
委員	まだ1年ちょっととスタートしたばかりですから、今から増えてくることを望みますが、出生数が年間200人くらいだとすると、実際にこれを利用されている方はそこまでいっていないわけですね。登録は延べで190人くらいしかいない。 先ほど委員長もおっしゃったように、お母さん方は、いつも携帯を触っている若い世代だと思うのですが、これが伸びない要因は何でしょうかね。去年、ママフレなども結局はいろんなところにPRしたほうがいいでしょうということでした。あれも電子媒体ですが、実際伸びていませんよね。紙媒体は原則であり、それに付随してすぐ見られますよとか、自分達がデータを登録して成長を見届けるとか、それだけだからやりたくないと思っているのかどうでしょうかね。 自分で記録を登録するのではなく、反映してくれるなら違うのかもしれない。
委員	それなら見ようという気になるかもしれない。
委員	これは第1子でも、第2子でもカウントはされるわけでしょう。

担当課	登録延べ人数 190 人という数字に第 2 子が入っていません。母親が 1 人でカウントが 1 つです。実際はもう少し上がると思います。
委員	それは非常に難しい問題があると思います。保健センターで健診を受けました。そのデータが個人のアプリに入ってくるというのは非常に難しい。そのほうが危険です。
委員	個人データなので、間違えたら困るということですよね。
委員	公的な機関や病院からのデータの流失は怖いですよね。もしそういう仕組みなら、むしろ私は反対をします。
委員	でも、そういうのがないと、最初のハードルが高いような気がします。
委員	例えば、障がいを持った子が産まれて、そのデータと保健センターとお母さんの情報と、そこが繋がったら、怖いと思う。
委員	難しいですよね。病院もなかなか情報を出しません、他の病院にかかった時に前の情報が欲しいと言いますよね。
委員	それはあくまで紙で、ウェブを通してはやりませんよね。
委員長	お薬手帳が 1 つの例で、どこで薬をもらおうが、その人がどの薬を必要としているかが分かる。
委員	間違いを少なくするために、マイナンバーをスキャンできて、データを自動的に入力されれば、手入力ではないわけですよね。マイナンバーならその人しかもっていませんから。
委員長	このように、どこかの会社が作りあげたソフトであるのかどうかの時代が必ず来ます。
委員	イギリスだと、かかりつけ医というのが赤ちゃんの時からお年寄りまで、マイナンバーに一生登録されている。
委員長	病院の履歴が最終的には入れられる形にはなっている。薬局も。それと同じように、子どもの記録も全部個人が持つ時代がもう来ている。
担当課	国からも、健診はデータで統一の方向に向かっています。
委員	それは健康な人も差別なく、全員ですよね。
委員長	若い医師の病院は電子カルテが多いですよね。基本的には電子カルテで大きい病院とやり取りしています。
委員	情報開示もボタンを押していくと自分の電子カルテが見ることができます。それは、いいのですが、ネットに流通していくのが怖いんですよね。
委員	どっちかという CD-ROM を次の病院に持って行ってくださいと言われます。
委員長	ネットで繋がっていないですからね。 私が思っているのは、民間がどこまできちんとできるのかというのは常に検証していかなければいけないということ。もう 1 つは 20 年後 30 年後にデータを本人が欲しいと言った時に出せるのかどうかです。お母さんが写真や記録を膨大に入れたものを 20 年後に出せるのかどうか。そこまでの容量を 5 万円ですべて持っているのか。そこだと思います。
委員	ちなみに 5 万円というのは人数が増えても変わりませんか。
担当課	変わりません。
委員	ただ、個人情報には本当に気をつけないといけない。

委員長	よろしいでしょうか。どうもご苦勞様でした。
担当課	ありがとうございました。

## 12. 健康相談事業（担当課：保険年金課）

事務局	それでは再開させていただきます。インデックスナンバー12. 健康相談事業，保険年金課になります。委員長，よろしくお願ひいたします。
委員長	はい。それではよろしくお願ひいたします。
担当課	保険年金課課長補佐です。よろしくお願ひいたします。保険事業を担当しています主査です。
担当課	主査です。よろしくお願ひいたします。
担当課	<p>着座にて説明させていただきます。</p> <p>保険年金課で実施しております健康相談事業について概要をご説明させていただきます。</p> <p>まずお配りしました資料でご説明したいと思ひます。赤い紙のチラシをご覧ください。</p> <p>本事業は稲敷市民全体を対象としたしまして，電話健康サービスが無料で利用できる事業です。特徴といたしまして，受付が24時間，年中無休であり，年間約1400件の利用があります。</p> <p>相談内容としましては，健康相談，医療相談，介護相談，育児相談，医療機関情報です。インターネットでも医療機関検索，専門医検索，休日の当番医検索などができるようになっております。</p> <p>相談スタッフは，ドクターをはじめ，保健師，助産師，看護師，管理栄養士，ケアマネジャーが常駐してござりまして，相談に応じてござります。この事業の広報についてですが，この赤いチラシ，ティッシュによる広報の他，広報紙の裏面，暮らしのカレンダーに毎月掲載してござります。</p> <p>次の，稲敷市暮らしの便利帳の相談欄にも，いなしき健康相談ということで掲載してござります。その他に，カードサイズのものがありますが，保険証の更新や転入などの際に一緒にお配りして広報してござるという状況でござります。</p> <p>事業にかかる費用ですが，総合計画の実施計画書にありまして，年間376万3000円です。財源につきましては，国保だけでなく一般市民も含めて対象としてござりますので，1/2を一般会計より繰り入れしてござります。合併以前からの継続事業でありまして，事業開始当初，競合する会社になかったという理由で，東京都にありまして会社と随意契約してござるという状況になってござります。</p> <p>事業の結果報告に関しましては3ヶ月ごとに報告を受けて，こちらで内容を確認してござるという状況になってござります。</p> <p>事業の概要に関しましては以上でござります。</p>
委員長	いろいろな相談がござりますが，何の相談が多いですか。
担当課	症状に関する相談が一番多いです。ほかにはどの診療科に行ったらよいかという質問も多いようです。
委員長	稲敷市で1400件あった中身については，どういう項目だったかというデータがきてござるのですか。

担当課	はい、数値はすべてグラフなり一覧表なりで、3ヶ月に一度きております。
委員長	誰が相談したかはわからない？
担当課	それはないです。
委員	電話番号を通知する、というのは、稲敷市の人かどうか、牽制するためですか。
担当課	フリーダイヤル自体が稲敷市専用の番号で、番号通知のないものとはならないということになっています。 ただ、番号通知にはしていますが、稲敷市の国保に入っていて、他市町村に行っているという人がその番号からかけてきても対象にはしていません。基本的にはこの番号を知っているということは稲敷市民だということに対応しています。
委員長	委託業者は、いくつくらい請け負っているんですか。
担当課	どのくらいでしょうか。全国的にやっています、全国での件数は22万件くらい受けていますが、契約数についての詳しい数字はわかりません。
委員	この会社に払っているのが375万円。
担当課	ポケットティッシュの費用も含まれています。
委員	1日1万円くらいですね。
担当課	そうですね。
委員長	どうしてこの数字になっているのですか。人口とか1件あたりとか、ありますか。
担当課	全体で、ということになっているので、1件あたりの単価がいくらでというのはとくにありません。
委員長	件数は変動するものなので、そうでしょうが、その375万円に基準（根拠）があるのかと思って聞きました。
担当課	いちおう、単価170円×人数プラスそのほかの諸費用として246万円という積算になっています。
委員長	それが安いのか高いのか分かりませんが、360万じゃ24時間対応という人間は雇えないですよ。
委員	そう考えると安いですよ。稲敷市で人材を24時間体制で用意しろといわれてもできませんよね。
担当課	そうですね。24時間というのは大分効果が高いと思います。
委員	もっと増えれば、単価は安くなりますよね。
担当課	ある意味、ほかの市町村にいてもかけられるというのがあるので、単価契約ではないというのは、その辺をあまり気にしなくてよいというメリットもあります。
委員	日中だと自分のかかりつけがあると思います。年間1400件あるとおっしゃっていましたが、時間帯別ではどうですか。多い時間帯というのは分かれますか。
担当課	はい。一番多い時間帯は夕方5時から6時。それから7時以降の夜の時間帯が件数的には多いです。夜中や日中も当然あります。



	男女別の比率で見ると、昼間は女性が多いです。
委員長	これに関する苦情というのはありますか。
担当課	電話相談に対する苦情はそんなにはありませんが、心の病の方などもかなり電話をしますので、そういう人が苦情といますか、言うてくることはあります。毎日何時間も話すので勘弁してほしいといたら、役所にかかってきたというようなことです。一般の方での苦情というのはありません。
委員	例えば、委託業者は、稲敷市の当番医とか夜間はどこに行かれたらとか、そういうのも紹介してくれているのですか。
担当課	そうですね。検索システムがありまして、全部データベースにしていますので、対応してくれています。
委員	子供が夜高熱を出した時に、最初から水戸の子ども病院に連絡したそうです。そうしたら丁寧に対応を教えてくださいました。
委員長	あそこはきちんと答えてくれる。ただ、直接行くことは駄目だが、いってしまえば24時間見てくれます。
委員	業者はどれくらい丁寧にやってくれるのですか。
担当課	接客のレベルや内容まではこちらでは分かりません。 男性と女性では傾向が違っていて、男性はだいたい60代、70代。自分にならないとかけない。女性の方は20代から。子育てから介護まで全部かけてきますので、女性の方は幅広く利用している。
委員長	きちんと対応しているか分かるためには、かけないといけませんよね。
委員	市役所の職員の方がかけてみて、ある程度把握しないと質の評価はできないのではないですか。
担当課	そうですね。
担当課	私はかけたことないのですが、保険年金課の職員が掛けたことがありました。丁寧な対応だったということで伺っております。
委員	これは、結局ナースのアルバイトですよね。私の友人もしていました。でも、一生懸命やっていたようです。
委員長	クレームがたくさんきたら業者を変えられてしまう。この会社だけではないですよね。
担当課	そうですね、最近調べましたら、少しづつ増えているようです。
委員	ずっと随意契約というのがありますしね。
担当課	課題かなとは思っています。ただ、これも長くやっていますので、突然電話番号が変わってしまうのもどうなのか、ということもあります。急なことでかけてきますので、かけてみたら通じなかったという時にどうなのか。その辺りは検討したいと思っています。
委員	これは29年度からスタートしたわけですよね。
担当課	合併前の時代からやっています。
委員	もらったデータには29年度からと書いてある。なぜそれを聞こうと思ったのかというと、ここの会社1社しかなかったのか、数社あったとしたらその中でここを選んだのはどういう理由なのか聞きたかった。

担当課	申し訳ございません。これは間違いです。開始年度がはっきりしなくてですね。もう 10 年以上経ちます。合併前の江戸崎町の時代にやっていて、それをそのまま引き継いだという形になりますので、当時のことは、今は分かりません。ただ、当時は 1 社しかなかったため随意契約で始まったというのは聞いています。
委員	ここに 28 年度の結果がでていないのは、どうしてですか。
委員	目標指数と実施結果が、ずっと出ていなくて、平成 33 年度に初めてでています。しかし、説明にあったように年間 1400 件ありましたというのであれば、最低でも 29 年度に 1400 件と入りますよね。また、健康相談は相談件数が多ければいいということではないですよ。 市民が健康になれば相談件数は低くなっていくので、通常の見方とは逆だと思います。件数が多いというのはそれだけ体や精神を病んでいる方がいるからですよ。年々相談件数が減ってくるぐらいの方がいいだろうとは思いますが。ただ、指標そのものが空白なので、どういうお考えでお作りになったのかと思ったのですが。
担当課	そうですね。
委員長	ほかにはどうですか。
委員	過去のデータからこの件数は出されているのでしょうか。
委員長	毎年のデータはあるんですよ。
担当課	文書は 5 年間保存していますので、最低でも 5 年間は遡れるはずですよ。
委員	そういう結果が知りたいですよ。減ってきているのか、増えているのか。そういうのを示してもらえると。
委員長	効果検証が必要。契約だから 1 度投げてしまえばそれで終わりですよ。年に 1 度更新をするだけで、事務的には何もしていないのではないかと、というようにしか思えない。それでいいのかなど。
委員	例えば、相談内容で分けたときに、それぞれ何件あったかなどを知りたい。
担当課	あります。
委員長	それを、自分のところの仕事に活かしているかどうか。そこが大事なのではないですか。 せつかく 3 ヶ月に 1 回データがきているのだから、ただファイリングして終わるのではなく、そこから考えていただくのが仕事だと思う。そういう形跡がありません。
担当課	そうですね。結果を見て、傾向などは掴んではやっています。ただ、これをやったことによって、具体的に医療費がいくら下がったという類いのことに関しましては、一応報告書にはありますが、本当にそれで下がったのかどうかは疑問もあります。こういう指導をしましたという件数で下がったとしているのだろうと推測はしています。そういう分析はしています。 ですから、いろいろな病院にかからないで 1 つの病院でやったほうがいいですよ、とやっていくことで、無駄な費用がかかっているのを押さえられたというような評価はしています。
委員長	契約は向こうの提示した見積額でいっているのですか。

担当課	ほぼその額です。
委員長	ほかの会社が、どのくらいの金額でどういうことをやっているかというのは捉えていますか。
担当課	見積もりまではとっていませんが、会社を調べてどういうことをやっているのかというのは参考にしています。ただ、変えるかどうかというところまではしていません。
委員長	どのくらいの金額でやっているかというのは知っておいたほうがいい。気がついたら競争の時代に入っていて、もしかしたら半値になっているのかもしれない。長年やっているから、ずっと同じ金額で言われるままできたけど、実は競争相手が増えてきていて、もっと安い値段が常識になっているのかもしれないじゃないですか。その辺りは、もう少し注意してほしいと思います。
担当課	検討課題とします。
委員長	あとは、結果を何か自分のところの仕事に繋いで欲しいですね。360万円でこれだけのことを稲敷市単独ではできないことははっきりしているので、それはいいとして、ただお金を活かすためにはいくつかのことがあると思います。そこに力を入れていただければと。 よろしいですか。ご苦労様でした。
担当課	ありがとうございました。

～福祉分野～

10. 家族介護継続支援事業（担当課：高齢福祉課）

事務局	それでは再開させていただきます。10番、家族介護継続支援事業。高齢福祉課になります。よろしく願いいたします。
委員長	どうぞ、お願いします。
担当課	それでは高齢福祉課長です。よろしく願いいたします。高齢福祉課の職員の紹介をいたします。課長補佐です。
担当課	課長補佐です。よろしく願いいたします。
担当課	係長です。
担当課	係長です。よろしく願いいたします。
担当課	主事です。
担当課	主事です。よろしく願いいたします。
担当課	以上でございます。よろしく願いいたします。 それでは最初に、外部評価にかかる家族介護継続支援事業の概要から説明いたします。 まず、本事業の位置付けでございますが、介護保険の地域支援事業の中の任意事業の1つでございます。 内容は、介護保険サービスを使わずに在宅で頑張っている、寝たきり、または認知症高齢者に、紙おむつや介護している家族に対して慰労金を支給するものでございます。 事業の目的は、介護を必要とする高齢者の在宅での介護を支援するもので、住み慣れた場所で、いつまでも継続的な介護ができるようにするもの

	<p>でございます。</p> <p>平成 29 年度の実績でございますが、紙おむつの支給該当者は月平均 192 人、家族介護慰労金は 4 件でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	これは要介護 3 以上ですか。
担当課	おむつ支給につきましては、要介護 3 以上、要介護 2 の場合は排泄が全介助ということになっています。慰労金は、要介護 4 もしくは 5 で、在宅で介護されている親族・家族の方に支給という形になっております。
委員長	4 ヶ月に 1 回、6 万円ですか。
担当課	はい、1 年間継続であれば年額で 18 万円です。
委員長	要するにこの 24 万円というのは 1 件分ですか。
担当課	こちらは昨年度の場合で、24 万円で 4 回分ということになるのですが、それぞれ別の方です。介護をしていて、その後入所だったり亡くなったりすることもあるので、1 年間を通してということではないことも多いです。
委員	介護をしている方は介護専従ですか。働きながら介護している方もいますよね。
担当課	そこは問いません。在宅でずっと介護を受けている方を介護している、ということです。
委員	周知されていますか。
担当課	毎年、この事業も含めて、福祉サービスの事業一覧を広報紙には載せています。毎年 5 月くらいには民生委員の会議でも年に一回はお話ししています。
委員	要介護 4 になれば自動的に支給されるのですか。
担当課	あくまでも申請をいただいでです。
委員	だから、潜在的な該当者をいかにサービス利用に繋げるかと書いてあるのですよね。
担当課	そうです。
委員	申請していない人のほうが多そうですね。
委員	4 人のための制度ではないですよね。
担当課	<p>そのとおりですが、要介護 4 を受けるということは基本的に介護サービスを使うのが本来の姿だと思います。</p> <p>ただ、いろいろご事情があって、在宅で介護されているという方も一部いらっしゃるの、その方々のための制度です。</p>
委員長	この制度で 6 万円もらうということは、介護サービスを受けないということですか。
担当課	そうですね。
委員	サービスを受けない代わりにお金をいただく。
担当課	4 ヶ月の間に 5 日間までのショートステイ、住宅改修や福祉用具の購入については介護保険サービスを使ってもいい、ということですが、基本は

	介護保険のサービスを使っていない方ということになります。
委員長	介護サービスで誰か来てもらうとか、デイサービスに行くということをぜんぜんやらない。ただ、ショートステイだけは5日間の利用はいい。
委員	要介護4・5になると、肢体が動かない人が多いからきついでしょ。
委員	普通は訪問介護などいろいろ利用する段階だから、それをしないでお金をもらうというと、限定されますよね。ケアマネジャーもこの知識がないといけませんよね。
担当課	そうですね。
委員長	認定については、稲敷市は厳しい方ですか緩い方ですか。
担当課	特別、厳しい、緩いはないと思います。
委員	一般的には、要介護4・5の人は施設利用者が多いわけですよね。要介護4・5の人は市内にはどれくらいいるか、その中で入所している人の人数がわかれば、潜在的な人数が分かりますよね。
委員	要介護4・5くらいの方で、認知症はあるがお体は元気という方もいらっしゃると思います。ご自宅で。 全くサービスを使わないで要介護4・5というと、確かにこれくらいの人数かもしれない。
担当課	平成28年度の数字ですが、要介護4で337名、要介護5で211名、足して548名です。29年度の利用者が4人というお話をさせていただきましたが、平成28年度はもう少しいらっしゃって、過去3年くらいは6人です。金額も80万円から90万円出ています。
委員長	稲敷市だと三世代一緒にお住まいのところも多いから、介護もなんとなく出来てしまうのかもしれない。
委員	都会ではないですよ。
委員	地域性はあるでしょうが、家族介護の慰労金という考え方が、これからはますます求められると思います。在宅しかないですよ。その時に、あまり条件を細かくすると、ぴたっとおさまる人がいないような気がします。介護4・5でショートステイを4カ月で5日間という。
委員	もらう人が少ないから悪いというわけではない。どちらかというとなりがいいんですよ。 担当課としては、市民に広く周知されているかというところで相対的にどうしたらいいかということだと思います。だからPRをもっとするべきだと思う。知らない人は多いのではないかと思います。
委員	ケアマネジャーが活用するかどうかは大きいと思います。
担当課	関連の会議では一通り説明をしています。
委員長	これを使うと、介護保険は楽になるわけですよ。
担当課	給付は抑えられます。
委員長	こちらにもっと手を尽くすというの也被えられる。
委員	介護保険の負担が減る。
委員長	会計はどうなっていますか。

担当課	介護保険の中でやっています。介護保険法での中でのことになりますので制約はございます。
委員	そうですね。介護保険サービスを使うより、こちらのほうが市の負担は少ないですね。
担当課	その通りです。
委員	でも家族の負担が増える。
委員長	デイケアに1回行っただけでも結構な金額しますからね。
担当課	介護保険が平成12年に始まったのですが、それと同時に始まった事業です。当初は1年間在宅介護で年額10万でした。それを緩和したという形です。期間を4ヶ月に短縮して金額もあげたという経緯はあります。
委員	これは、いつからですか。
担当課	平成21年からです。
委員長	限度はありますか。国の指導の範囲でしかできませんか。
担当課	そうです。国から補助もいただいていますので、例えば金額を倍にするとなると、市の持ち出しの部分が大きくなります。
委員長	今のシステムよりも中身は大きくしたほうがいいですね。実際に寝たきりでおむつ以外に必要なものは何なのか。
委員	やはり排泄に関することが家族の負担が一番大きいです。次は、在宅だと訪問看護とかお風呂ですが、それを使うとなると、このサービスは使えないわけですね。だから、非常に限定されてしまう。
委員長	紙おむつのほうは、別ですね。
担当課	紙おむつは、在宅だけで支給されます。施設に入っていなければいいです。ショートステイもデイサービスも大丈夫です。場合によっては、事業所におむつを届けることもしています。
委員	介護慰労金のイメージは、認知症の方でお体が元気で介護4か5がついていて、自宅で3世代4世代という家ですね。
委員長	紙おむつは介護保険の費用がほかのところで発生する可能性があります。が、慰労金はそれが無いので、なんとか上乗せして対象を拡大して、介護保険を使わないでもらう、そういう方法を考えたほうがいい。 もちろん、介護保険は使ったほうがいいのだが、額が大きいですからね。
委員	そうなんです。ジレンマですが、介護保険を使うと単価が下がってきて厳しくなるというのがあります。本当に難しいと思います。やはり、周知ですね。 紙おむつは高いですから、これはやはり必要ですね。
担当課	紙おむつは月額にすると1人2800円です。
委員	限度を超えてしまったらそれは自己負担ですね。
担当課	そうです。
委員長	これはまとめて買うのですか。
担当課	そうです、2月分をまとめて配達する形です。

委員長	それを、業者が配達してくれると。
担当課	そうです、はい。
委員長	そうすると、結構安くなっているのですか。
担当課	おそらく安いと思います。
委員長	では、よろしいですか。有難うございました。

#### 敬老事業（担当課：高齢福祉課）

担当課	<p>それでは続きまして敬老事業でございます。</p> <p>事業の目的は敬老会イベントの開催や記念品を配布し、長年地域の発展に貢献してきた高齢者に対し、感謝と経緯を表し敬うことを目的としたものでございます。</p> <p>事業の内容は、77歳以上を対象に記念品を配布し、敬老会へご招待すること。88歳になる方に米寿の記念品、100歳達成者には国からの記念品にあわせて報奨金を贈呈するものでございます。</p> <p>平成29年度の実績でございますが、77歳以上が6,120名、敬老会参加者が1,317名、米寿が284名、100歳達成者が7名でございます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
委員	今年はやらないのですよね。
担当課	<p>今年度につきましては、来年国体があり、トランポリンの会場になるということで、江戸崎体育館の改修工事を年内中に行っている関係で、代替案を考えたりもしましたが、難しいということで、記念品配布のみということになっています。</p> <p>今年度はタオルではなくもう少しよいものを考えています。</p>
委員	<p>2、3年前ですけども、高齢福祉課に、敬老会に芸能人を呼んで催事を行うことについての在り方について質問した人がいます。そうしたら、今検討しているという答えだったらしいのですが、その後検討結果、芸能人を呼んでというのが続いています。たまたま今年はお休みですが、出席する人としめない人がいらっしゃいますよね。それを今後どのように考えているのか聞きたくて、今回ヒアリング対象事業に入れていただきました。</p> <p>超高齢で施設にはいつている人はしょうがないですが、芸能人を呼んで催事をするのがどうなのか、そういったことを含めてどうなのか。</p> <p>もう1つは終わったことなのですが、75歳から77歳に引き上げた時、75歳で出席した人が、年齢を引き上げられて次の年に招待状がこなかったという不満が聞こえました。その1年を、経過措置をしてあげられなかったのかなと思いました。</p>
担当課	<p>1点目の敬老会の今後のイベントについてでございます。今回はやむなく中止、とさせていただきますので、今のところ継続して行うということでございます。</p> <p>2点目の75歳から77歳に変更になった理由というのは、高齢者数の問題から生じたことございまして、江戸崎体育館の定員が2000名ということですので、それを超えてしまいますと消防法で許可がおりない、ということで、2歳年齢を繰り上げて、それに対応したということでございます。</p>

委員長	でも、不思議に思いますよね。去年呼ばれたのに今年呼ばれないというのは。
委員	キャパの問題はあるにしても、実際出席がこのくらいしかなくて2階席は一般の人もどうぞ、と言っているわけじゃないですか。 老人の人は2階に上がるのが無理だと思いますが。何で経過措置ができなかったのかなど。
委員長	歌謡ショーをやるのは、この辺ではあたりまえなのですか。
担当課	かなり少なくなっはきています。
委員長	にもかかわらず、今年度はやむを得ずやらなかったけど、来年はやるという前提でいるところに疑問を感じます。 演歌を聴きたい人はいるかもしれませんが、それなら行かないという人もいるでしょう。今時ではないような気がします。今は小規模に地区で敬老会をやるようなところが多いです。そこにお金がおおりて、地区が自由に設定をしてやるというのが多いと思います。全部集めなくてはいけないというのは、デモンストレーションに感じます。
委員	今後、団塊の世代の年齢になったら、もっと人数が増えますよね。
担当課	そうなります。おっしゃるとおり、有名な方で誰もが行きたいと思うような方が来たら難しい状況になることがあります。 ただ、招待状を出して、行きますという人が定員を超えたから後から申し込んだ人は駄目ですということではできないということで、75歳から77歳に年齢を引き上げた経緯がございますので、いろいろと難しいところでございます。
委員長	ほとんどそこにお金がかかっていますよね。
担当課	そうですね。
委員	私の母親が93歳です。今年もタオル一本だっ言っています。敬老会には出席をしていない。3年くらい前に送迎車に乗れないから自分の車で送りました。その時に玄関前まで通してほしいと頼みましたが、ここから先は駄目ですと止められてしまいました。玄関前に、市議員の先生方の駐車場を大きくとってあって、入り口で職員から、ここから先は入っていけないと止められました。 「母親が歩けずバスに乗れないから送ってきたので玄関に車をとめて座席まで送っていきたい」と言っても駄目だと言われてしまった。それでクレームを入れました。 翌年は市議員の駐車場は変更になったのですが、また入り口で止められてしまいました。だから、敬老会自体の善し悪しは別にしても、老人を敬うってことを市役所はしないんだなと思いました。 どうしてこういうことを言ったかということ、今年は工事ではありませんよね。いい機会だから、芸能人を呼ばないで、タオル一本ではなく、もう少し考えて、敬う形を作ったらいいと思います。当然のように来年もやりますと言われてしまうと、3年前に発案した時は、「検討します」という回答でしたが、全然検討していなかったということですよ。
委員長	これに600万円くらいかかりますよね。
担当課	芸能人のほうは、照明や音響などすべて込みで200万位でやっています。



担当課	送迎バスは各地区を回るので、45、6台です。
委員長	そういう経費をまとめれば、1人千円以上上乗せすることができますよね。
担当課	予算上はそうですね。
委員長	今年はやりませんが、どうするのですか。何か上乗せしますよね。
担当課	今年はタオルではなくて、もう少しいいものを考えています。
委員長	つまり、敬老会の分を回せば、もっとよくなるわけですよね。
担当課	全部回せばかなりよくなると思います。
委員長	歌謡ショーを楽しみにしている人はいます。今年はないということですが、しっかりしている人はいると思う。だけど、トータルで考えた時には、その比率は1/3、1/4になってしまいます。本当にお年寄りのためになるような方法は何かないでしょうか。
委員	地域によっては文化協会あたりとタイアップして、芸能ショーではないが、カラオケや日舞などそういう人達が一堂に会する催し物を行っているところもあると思います。
委員	文化協会はそういうことを定期的に行っていますよね。
委員	それを見ているのは一部の人で、全員が見ているわけではない。芸能人にお金を使うのであれば、そういう人達にやってもらって、見たい人に来てもらう、そういう方法もあるのでは、という方法論をお話しています。
委員長	では、いいですか。ご苦労様でした。
担当課	ありがとうございました。

～生活安全分野～

14. 防犯カメラ設置事業（担当課：危機管理課）

事務局	それでは再開させていただきます。14番、防犯カメラ設置事業につきまして危機管理課から説明をいただきます。委員長よろしくお願いたします。
委員長	よろしくお願いたします。
担当課	長時間にわたりましての評価ヒアリング、ご苦労様でございます。危機管理課長です。よろしくお願いたします。また、説明員として、今日は、担当の課長補佐が出席しております。
担当課	課長補佐です。よろしくお願いたします。
担当課	以上2名の出席でございます。 本日のヒアリングの対象になっております防犯カメラ設置事業でございますが、稲敷市は犯罪抑止目的ということで、平成28年度から平成30年度の3カ年計画で、市内40カ所に設置を進めておりまして、今年度が最終年度となっております。詳細につきましてはこの後課長補佐から詳しく説明をさせていただきます。
担当課	それでは、防犯カメラ設置事業につきましてご説明させていただきます。

	<p>防犯カメラは犯罪の抑止効果が高く、犯罪発生時には容疑者の特定に役立つなど、安全で安心なまちづくりに大きな役割を果たすものであります。特に、不審者や犯罪から市民を守る手段として、その抑止効果は高く、有効な犯罪対策でもあります。</p> <p>また、平成 26 年の警察白書においても、犯罪抑止に向けた取組の 1 つとして、防犯上非常に有効な設備であると認められております。</p> <p>先ほど、課長の話にもありましたように、このようなことから稲敷市におきましても、平成 28 年度、29 年度に 26 基を設置しまして、今年度は 14 基を設置する予定でおります。</p> <p>設置場所につきましては、稲敷警察署と教育委員会、危機管理課で協議調整をし、市内の犯罪発生状況等を踏まえ、抑止効果の高い場所を基本とし、学校周辺や公共空間、通学路などの不審者情報発生箇所などを中心に、市民の安全確保に配慮した場所に設置しております。</p> <p>なお、この事業につきましては、今年度が最終年になりますが、犯罪等の発生状況や地域住民または関係機関からの要望等を踏まえながら、増設の必要があると考えておりますので、引き続き、年間 5 基程度の増設を計画させていただきました。</p> <p>先ほど皆様にお配りしております資料をご覧くださいと思います。カラー刷りの写真ですが、市役所前に設置しております防犯カメラになります。上の写真が防犯カメラの全体像です。下が、十字路を映したところですが、実際に防犯カメラ等でこういった交差点の中を映しております。</p> <p>続いての資料ですが、平成 28 年度に設置しました、13 基分の設置箇所、次のページが平成 29 年に設置しました 13 基の設置箇所、最後のページが今年度 14 基設置する予定でおります、設置予定箇所となります。</p> <p>また今年度の防犯カメラにつきましては、現在関係機関と調整し設置する方向で進めているところでございます。</p> <p>最後の A4 二つ折りですが、こちらは平成 28 年度と 29 年度に設置しました設置箇所図となっております。</p> <p>説明につきましては以上です。よろしくお願ひします。</p>
委員長	今年度のところに補助対象と書いてありますが、これはどういうことですか。
担当課	来年度国体が開催されますので、茨城県警からの要望する箇所の設置分について補助が出まして、今年度 9 台が設置補助対象となっております。補助金については、1 カ所につき、カメラ、支柱工事等含めまして、最大 20 万円の補助となっております。
委員長	単年ですか。
担当課	単年です。
委員長	カメラについては毎年お金がかかりますよね。
担当課	はい。カメラの維持管理費については、保守点検分と電気料はかかります。今年度については、国体開催ということで、犯罪抑止のために県警の要望する箇所に設置するのであれば補助をつける、ということで進めているところです。
委員長	1 カ所だけ抜けているところがありますか。
担当課	この部分は補助対象外ということになります。稲敷警察署と茨城県警の設置要望箇所が 10 カ所ありましたが、当初は補助対象が 3 基でした。その後、県警から連絡がありまして、追加で 9 基まで対象になるとのことで

	したので、こういう形になっております。
委員長	これが今までの分ですよね。民間のカメラはどこにあるかはチェック済みですか。
担当課	民間のカメラというのは民間が設置したカメラということですか。
委員長	そうです。コンビニの前に設置したカメラなど、今ほとんどが民間のカメラで捕まえていますよね。
担当課	そこまでは把握はしておりません。
委員長	つけるんだったら、だぶらない箇所につけなくてはならないわけだから、どこにカメラがあるのかを分かっていないとまずいと思います。 顔認識の情報をいれると、コンビニのカメラでも、何時何分の画像にその人がいるというのが調べられるらしく、なんでも分かっけてしまいます。顔認識はものすごく進んでいるそうです。わりとすぐに捕まるのはそういうことらしいです。この場合、データはどのように保存されるのですか。
担当課	はい。カメラの画像データはカメラに保存をしていて、ある程度日数が経ったら上書きされる形をとっています。
委員長	カメラそのものにですか。それはデータを飛ばしていないのですか。
担当課	そうです。費用がかかるものですから、今の時点ではカメラ内に録画をして上書きという形で保存している状態です。 また、データですが、我々職員が行って見るということはしません。警察から犯罪関係でデータの提供依頼があった場合のみ提供をするという形をとっております。
委員長	それだと、市がお金を出す必要はないのではありませんか。
担当課	稲敷市としては、先ほども説明させていただきましたが、犯罪の抑止効果があるということで、犯罪の抑止として設置しているところであります。最終的にそういう犯罪があった場合、逮捕するのは警察の仕事になってくるわけですので、市では犯罪抑止のために設置し、もし犯罪があった場合に警察の捜査に必要ということであれば、データを提供して協力する、という形をとっているところです。
委員長	それにしか使えないのですか。
担当課	今のところはそうです。
委員長	何のためにカメラを設置しているのかといえば、今は、警察が人を捕まえるために設置しているということにしかならないわけです。 要するに人を捕まえるためのカメラですよね。人を捕まえるのは警察の仕事。警察の仕事は県の仕事。市町村は、防犯は仕事の範疇にはあるけど人を捕まえる行為ではない。人を捕まえる行為にしかこのカメラを使っていないとすると、このカメラは市の業務として適切ではなくなってしまう。だから、このカメラをほかの利用方法で使うことを考えないといけない。 交通量調査とか歩行調査とか、何でもいいので、何かに使えないと。このカメラの下を子どもが何人通学時間に通るとか。このカメラに映った情報を行政として使わないと、警察のためのカメラになってしまう。警察が人を捕まえるために使うカメラなら、市が維持管理費を全部持っているということが、支出としておかしくなってしまいます。

担当課	<p>確かに委員長の言っていることはその通りだと思います。ですが、そもそもこのカメラは、犯罪者を捕まえる前に犯罪抑止ということで設置するというで始まっています。</p> <p>その際に、設置場所については警察，教育委員会，あとは危機管理課で、どこの場所がいいだろうかと協議した上で設置した経緯があります。ですので、カメラを設置するのは、市としては、犯罪の抑止効果を目的に設置しているわけです。</p>
委員長	設置費はいくらかかっていますか。
担当課	単純に割ると、1台につき70万くらいになります。
委員長	高いです。これは入札ですよ、何社くらい入札しましたか。
担当課	5社です。
委員長	どこのメーカーですか。
担当課	電気通信機器を扱っている会社です。
委員	県警はお金を出すんですか。
委員長	出ないでしょう。
担当課	そうです。今回は国体があるということで補助対象となっています。
委員	これを見ると、まだまだ小学校付近など足りないですよ。
担当課	そうです。
委員	今年の計画を見ると、県警が出している9基はほとんど道路交差点ですよ。委員長がおっしゃったように、警察で事故処理の絡みにつかいたいからということですよ。犯罪抑止なら、公園とか学校の周辺とかそういうところにお金を使うべきだと思います。
委員長	防犯だったら、公園とか学校ですよ。
委員	学校付近が少ない感じがしました。過去に犯罪があったところに設置をするという形で選んだのですか。
担当課	そうです。教育委員会がそういったところを要望していますので、警察と教育委員会と危機管理課で協議をして設置をしています。
委員長	学校にはついていきますか。
担当課	学校では、江戸崎小学校，新利根小・中学校，桜川中学校，東中学校の近くについています。学校敷地内になると管轄が危機管理課と違ってきますので、そこまでは把握しておりません。
委員長	さっきの話と同じですよ。ほかのカメラの設置状況とこれをリンクさせていないと、カメラの適切な配置ができないというのが1つあります。学校が学校内でカメラをつけているのであれば、それである程度カバーはできているのでいいとするほかない。
担当課	今年度、幼稚園等は予算があがっていたので、設置はしていると思いますが、敷地内を映していると思います。危機管理課で設置しているものは敷地内ではなく道路のほうを撮っています。ご家庭などは映らないようになるべく道路のほうだけを撮るようにしています。

委員長	毎年の維持管理には1台あたりいくらかかりますか。
担当課	電気料が年間を通して1台三千円くらいです。そのほか、保守点検料がかかります。平成29年度は13基分ですが、23万5千円です。
委員長	それよりは少し金額はあがりますが、内蔵しないで飛ばしてしまうほうが、約70万の設置で上書きしていくよりは、結果的に安くなるのではないですか。
担当課	危機管理課でカメラを一括管理し、モニターをつけて見られるようにしたらどうかという話があって、見積もりをとったことがあります。その金額ですが、再度確認が必要ですが3千万円程度でした。
委員長	今はもっと安くなっているでは。
担当課	今回設置してもらった業者に参考までに見積もりをとりましたが、そのくらいかかるということがあったのでそこまでは費用を出せないと考えております。
委員	相見積もりはとっていますか。
担当課	そこまではしていません。そういった質問があったものですから。参考までにとっただけです。
委員	それは、2、3社聞いたほうがいいですね。
委員長	私の住んでいる地域にも監視カメラがついていますが、町内会が出せる額です。それはサーバーに飛ばして管理をしています。この平成28年と平成30年は当然、業者が違いますよね。
担当課	いえ、今年度はまだ設置場所も確定しておりませんので、これから入札等になります。業者が同じになるかどうかは今の時点ではまだ分かりません。
委員長	平成28年と平成29年はどうですか。
担当課	それは同じ業者です。
委員長	機器はどうですか。メーカーの仕様の中身は。
担当課	同じだと思います。
委員長	今、1年経ったら、カメラは機材が全然違います。もし平成30年のカメラの画素数などが平成28年度と一緒だとすれば、極端なことをいえば、今の4倍くらいのスペックのものを平成28年度の値段で入れられる金額に下がっています。 スペックは毎年上がっていくが、値段はほとんど変わっていません。なにああで見積もり合わせとか入札をやって同じ業者が続くとするなら、機材のスペックはよく見たほうが良いと思います。
担当課	ただ、今回は警察の補助対象ということもありますので、警察から、こういったカメラが対象になるというものがきていますので、それを加味しながら進めさせていただきます。
委員長	最低いくつ以上というように指定されているのですか。
担当課	何社かメーカーが指定されています。
委員	設置場所は3者協議をするとありますが、今回は1基あたり20万の補助があるということで、どうしてもこういう形になったということですか。

	か。本当に防犯なら、交差点よりも通学路とか学校周辺、公園に作るためだと思うのですが、20万円のために9カ所の補助の半数以上が交差点です。結局交通事故の処理のためにしか設置していないのではと思ってしまいました。三者協議するのであれば、もう少し考えて欲しい。
担当者	今回も県警からの話がある前に、稲敷警察署と教育委員会からの要望があったところで進めていたところです。 その後県警から、国体を開催するので、県警が示した場所に設置するのであれば補助をつけますということなので、補助金ありきで始まったわけではありません。
委員	それについて内部協議して、いらないからこっちにつけよう、という話にはならなかったのですか。そういう意見が出なかったのかなと思いました。
委員長	市役所にもついているのですか。
担当課	ついています。どこについているかまでは分かりませんが、1階の警備室にモニターがありましてそこで監視できるようになっています。
担当課	庁舎内と駐車場に向いているものもあります。
委員長	去年、不法投棄の監視カメラが話題になったのですが、不法投棄の担当とは、カメラについて相談しましたか。
担当課	今回30年に設置するにあたり、環境課で不法投棄のカメラを5、6台設置してありますので、その設置場所については確認しております。
委員長	環境課がどういうところをマークしているか知っていますか。要するに、あっちのカメラはあっちのカメラ、こっちのカメラはこっちのカメラという概念をまず捨てないといけない。どちらも同じように使えるわけだから。こっちのカメラのそばで不法投棄があったら、それは当然環境課にデータを提供するわけですよ。そういう形ができていますか。
担当課	今回設置するに当たって、環境課で設置してあるカメラとはだぶらないように確認しております。環境課で、危機管理課で録画したデータがほしいということであれば、それは提供します。
委員	先ほど、警察の話がありましたが、自分達で自由にできないということではないんですか。
担当課	そうではありません。基本的にそういった録画データを使う場合には、申請書を提出してもらえば、渡すこともできます。
担当課	例えば、環境課からデータが欲しいと言われれば、警察でなくても環境課に提供はします。ただ、環境課が見たとしても、おそらくその先捕まえるというのは課ではできないと思いますが、提供はします。
委員長	このデータを使える方法をうまく考えないといけない。抑止力のためだけならば、デモカメラを並べればいいという話になる。犯人逮捕のためにデータを使うだけだったらそれはどうして、ということにもなってしまいます。あとは、カメラのネットワークですね。どこにどういうカメラがあるか。もしかしたら警察のほうが詳しいかもしれない。こちらだってデータ分析をしようと思えばいろいろとできる。 いいですか。どうもご苦労様でした。

～環境保全分野～

15. 環境衛生対策事業（担当課：環境課）

事務局	それでは再開させていただきます。15番、環境衛生対策事業、環境課でございます。委員長よろしくお願いたします。
-----	--

委員長	はい、よろしく申し上げます。説明申し上げます。
担当課	まず、今日出席の者を紹介させていただきたいと思います。左から、課長補佐です。
担当課	よろしくお願いいたします。
担当課	隣が、係長です。
担当課	よろしく申し上げます。
担当課	<p>私が課長です。よろしくお願いいたします。では、座って説明させていただきます。</p> <p>環境課で今回の対象となります、環境衛生対策事業ですが、大きく分けて3点ほどございます。1点目が、住みよい住環境をということで、スズメバチの駆除、犬猫等の死骸の処理ということ。2点目が、畜犬登録、狂犬病予防ということで、飼い犬の予防になります。3点目が、テレビ共同受信組合運営助成事業です。</p> <p>稲敷市はまだテレビの受信環境がよいところと悪いところの差がありまして、どうしても受信できないところにつきましては、共同受信施設を運営しています。共同受信施設については、当初、成田空港のほうで整備していただいたものを引き続き23組合で運営しているものでございます。</p> <p>以上の3事業になります。簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。</p>
委員長	事業として1番大きいのはどれですか。
担当課	<p>はい、スズメバチ駆除と道路でひかれた犬猫の死骸処理について、1,366万6,329円と、この2つが大きなものになっています。</p> <p>29年度におきましては、スズメバチの大量発生もございましたので、例年よりも約200万円多く、682万8840円、死骸処理は単価の見直しを行いましたので、683万7480円ということになります。先ほど説明させていただきました通り、スズメバチの大幅な駆除が発生したために平成29年度は事業費が増加しております。</p>
委員長	スズメバチ駆除は業者ですか。
担当課	そうです。スズメバチ駆除はすべて業者に委託しております。
委員長	682万というのは何件くらいの金額ですか。
担当課	462件となっております。ちなみにその前年度が306件、平成27年度が358件ですので、平成29年度はかなり大量発生したということです。
委員長	動物の死骸処理ですが、これは県の管轄ではないのですか。
担当課	こちらについては、近隣の町村とも話をしているのですが、ほとんどが国県道でございます。ですから、道路の管理者である竜ヶ崎工事事務所に処理をしていただけないかという要望はしているのですが、なかなか予算がつかないということです。かといって、そのまま放置するわけにもいきません。
委員長	動物の死骸処理は保健所ではないですか。
担当課	保健所ではないです。道路管理者になっております。

委員長	では、道路以外の動物の死骸処理は、保健所は関係ないのですか。一回調べてみていただきたい。昔は保健所に電話を、と言っていたと思います。道路は道路管理者の責任ですね。国道 51 号は国の管理、それ以外の県道は県の管理。
担当課	そうですね。市町村によっては、管轄が違うのですが、例えば土浦市などは、国県道については土木事務所で管理していただいているということです。同じ県ですから、なんとかしていただきたいと思っています。 1 市町村で言うと、なかなか受け入れていただけないので、近隣と協力しながら訴えていこうと思っています。
委員長	どこがやってもいいのですが、結果的にどこが金を払うのかの問題ですよ。
担当課	そうです。
委員長	それは道路管理者が処分しなければならないとするならば、処分を稲敷市で行い、道路管理者に金額を請求するといいと思います。 市役所は地域そのものを管轄するので、業務の分担を別にしてもやらなくてはならないというのはありますよね、市民のために。でも、経費はきちんと必要なところから出してもらおうというのが前提だから、申し入れはしていただいたほうがいい。 もう 1 つ疑問なのが、テレビの共同アンテナ。これは成田空港の開設に伴ってあったことなのですか。
担当課	地デジ化前までは、成田空港の関係で電波が入らないだろうということで、共同アンテナを成田空港に整備していただきました。その後、地デジ化が進んで、航空機によるテレビ障害はないということで、成田空港が共同アンテナを閉めました。しかし、この辺りはすべて平地で、そこに小高いちょっとした山があります。地デジの電波は直進性が高いので、入りづらい地域が出てきました。そうであれば、せっかく成田空港が整備した施設があるので継続して使わせていただこうと、その資産を引き継いだ。そこで、組合を作って維持管理をしているということです。
委員長	電波の発信箇所が変わっても、駄目なのですか。
担当課	そうですね。逆に言えば、組合数が少しずつ減ってきているのは、受信が可能なところが出てきたからです。確かに減っているのですが、やはり現時点ではまだ障害があるということで、748 世帯がまだ加入中ということになっています。
委員長	地デジのアンテナはどこにありますか。
担当課	つくばですね。前は水戸と東京しかなかったのですが、つくば市や香取市にできました。それでもなかなか入らない場所があります。
委員長	私の感覚では東京から来ているのかと思ったのですが。
担当課	稲敷市はかなり高台にあります。東京から来る電波はかなり低いです。増長させてどうにか見られる程度です。
委員	旧江戸崎町あたりも受信がなかなか難しかったですよね。
担当課	そうです。ですからもっと近くに作らないと無理なのかなと。
委員長	つくばが一番強く受けられるのですか。
担当課	つくばの方向に向けてもなかなか厳しい。



委員	松山地区辺りも地デジが入りづらいと聞いたことがあります。
担当課	そうですね。松山地区もこの区域に入っています。松山地区が一番入りにくい。ほとんど映らないと聞いています。
委員長	その施設も成田空港開設の時にできたのではもう古くなってきていますよね。
担当課	そうですね、それが今問題になっているのと、もう1点、成田空港は地デジ化によって航空機の障害はないとしているのですが、実際、隣町の河内町でもやはり障害があるということで、現在再調査をお願いしようということ河内町と話しております。
委員長	そうですね、これだけ飛んでいけば。
担当課	現在、年間で27万回飛んでおります。それで今後の計画としては、年間50万回の予定になっておりますので、影響がないと言われても本当にそうなのかということ、どのような形で調査するか、河内町と詰めている最中です。
委員	共同アンテナを作る前はひどかったですね。公団にお願いして調べてもらったら、新利根までは該当しているが、江戸崎はダメだと言われた。それからしばらく経って共同アンテナの話があって解消されたという経緯がありました。
担当課	とにかく障害があるという話がまだ聞こえてきておりますし、成田空港の機能強化に伴いまして、発着数がほぼ倍になってくると。
委員	それは、現AB滑走路だけですか。
担当課	AB滑走路だけで30万回を予定しております。C滑走路ができれば50万回という話です。
委員	B滑走路を3500メートルに延伸するという話もありますよね。
担当課	そうですね、1キロ稲敷市側に延伸するという話です。
委員	今滑走路が2500メートルなので、ここを通る飛行機は低空ですね。4000メートルのところは高度が高いのですが、B滑走路に着陸するのは低空でくるので、騒音もそれだけひどくなる。
担当課	茨城県側はかなりいろいろなコースがあります。千葉県側ほど制限しておりません。今回我々が請求しているのはもう少し航路を制限してくれという話をしております。 ご指摘があったとおり、一番南側の航路はかなり低い位置で飛んでいる。着陸の時に必ず3度の角度で入らないといけないというのがありますので、遠くからくれば必然的に高度が高くなる、高度が高くなれば騒音も小さくなる、という状況ですので、南側をあまりとらないようにということで今お願いをしている最中でございます。
委員	今2つ滑走路があって、3時くらいになると土浦・阿見あたりから両方に入ってくる。
中村委員	確かに近くを飛んでいるなと思います。
担当課	阿見のところに電波の発信基地がございまして、医科大学のすぐ近くにあります。飛行機はその電波をキャッチして3度の角度で入ってきます。 北側は阿見、南側は利根川に近い航路をとってきますので、高度は全然違います。

委員	事業費内訳の積算根拠ですが、その他という項目は何ですか。
担当課	ここは委託料ですね。
委員	平成 30 年度だけが 1,300 万円くらい下がっていますよね。減っている理由を教えてください。
担当課	前は事業項目がもっと多かった。それを分けたので額が急に減りました。
委員	その次の年に戻るのはどうしてですか。
担当課	これは、すべてこれから変更になります。今、環境課の中が 2 つあります。前は環境課で 1 本だったものが、今年度、環境課と廃棄物対策室と 2 つに分かれたので、その関係です。
委員	それでは、平成 31 年度以降も減るといえることですか。
担当課	今後、機構改革を予定しているため、そのまま入れてあります。今回分けた 1,300 万円分の委託費がそのまま分かれるのか、それとも一緒になるのかが不透明なのでそのままにしてある、ということです。
委員	普通なら減らしたら減らしたままで載せるのが普通だと思いました。分からないから戻しますではなく、今現在のものを移行していくべきで、機構改革があった段階で一緒になるのならその時に修正すべき話ではないでしょうか。
担当課	申し訳ございません。
委員	今年、キイロスズメバチに刺されてしまいました。それで、お電話して委託業者に毎年来てもらっています。これは市で委託していて市で払ってくれているということですか。
担当課	そうです。スズメバチはこちらで全額負担です。スズメバチ以外については、個人負担にさせていただいております。
委員	早め早めに電話するようにしています。
担当課	そのほうがいいと思います。
委員	今年は土に作っていたところを踏んでしまって刺されました。スズメバチへの根本的な対策はないのですか。
担当課	データで見ますと、平成 25 年が 439 件と多いです。その後、平成 26 年が 351 件、平成 27 年が 358 件、平成 28 年が 306 件ということで、何年かに 1 度大量発生する。4 年に 1 度かなと思うのですが。今は空き家や空き地が増えているので、対策となるとかなり難しい。
委員	委託業者の人に聞きましたが、スズメバチは廃材に巣を作るのが好きだそうです。うちはそういうところに囲まれている。 もう 1 つ、資料の年度別事業内容の狂犬病予防の下に何かもう 1 行あるように見えますが。
事務局	事務局で確認します。
委員	スズメバチの駆除は市が負担してくれるのですか。自分でやりました。
担当課	スズメバチは攻撃的で危険なものと、刺された場所によっては命の危険もあります。職員がやっていた時期もありましたが、かなり危険なので今は業者にやっただいております。 今年はこれからがシーズンです。多くなってくるのが秋口です。10 月

	がメインですね。
委員	あんまり暑いと活動しないと聞きました。
担当課	そうですね。
事務局	すみません。先ほどの件ですが、「動物愛護」の文字が隠れているようです。
委員	県道等で、犬猫やタヌキの死骸などありますよね。これは今のところ市で処理するということですよ。それは、市民からの通報が多いのですか。
担当課	市民からの通報を受けてということですよ。
委員	イノシシもこちらですか。電信柱に貼ってありますよね。
担当課	イノシシは農政課です。分類があって、農地を荒らすということになると農政課になります。我々は鳥獣保護ということで、農地ではないところの被害が担当です。駆除は鳥獣保護になります。
委員長	例えば、イノシシが道路で死んでいたら、環境課ですか。
担当課	そうです。
委員	死骸発見について職員に周知して、通勤途中で見つけたら環境課にすぐ連絡ください、というようなシステムはとっていますか。
担当課	とっていません。
委員	周知はすべきですよ。職員は市内のいろいろなところから来ていると思うので。見つけた人は当然言ってくれるでしょうが、そうでない人がいると、処理が遅れて腐敗が進む場合もあるでしょう。
担当課	分かりました。それについては職員にも周知徹底したいと思います。
委員	課長がおっしゃったように、県に予算がないからといって逃げていることに関しては、近隣もそうであればまとめて要望していただきたい。
担当課	どこも困っております。ただ、衛生上放置しておくわけにいかないのので、早めに処理するためとにかく動いて、という形をとっております。死骸は必ず火葬して、衛生上問題なく処理しています。
委員	火葬する場所はどこですか。
担当課	委託業者が移動式の炉を持っています。それほど大きいものはひかれないので、それで処理できます。
委員長	よろしいですか。どうもありがとうございました。

～都市基盤～

16. 都市計画事務事業（担当課：都市計画課）

事務局	それでは再開させていただきます。最後に 16 番。都市計画事務事業、都市計画課の説明になります。委員長、よろしくお願ひします。
委員長	はい、説明よろしくお願ひいたします。
担当課	本日はお忙しいところお時間をいただきましてありがとうございます。よろしくお願ひします。私は都市計画課課長補佐です。説明員として係長です。

担当課	<p>係長です。よろしくお願いいたします。</p> <p>都市計画事務事業ですが、広範囲にわたりまして事業を実施しております。都市計画実施計画といいますのは、都市計画マスタープランに基づきまして、市の都市計画、市民が住みやすいまちづくりをするということで、事業を進めているところでございます。</p> <p>範囲は、屋外広告物から建物を建てる際の区域区分の設定、都市計画道路。昨年は、ゴミ焼却施設の都市計画決定などの作業もしております。あわせて、市民が住みやすい都市計画を実現するために、都市計画の基本調査など、様々な事業をおこなっております。</p> <p>簡単であります。以上でございます。</p>
委員長	平成30年度の委託料、これは何ですか。
担当課	都市計画システムを運用するためのメンテナンスなどの委託料を組んでおります。
委員長	それは平成30年だけですか。
担当課	毎年組んでおります。
委員長	平成29年は176万9千円しかありませんが、どういうことですか。
担当課	これは人件費のみですね。
委員長	ほかの年度と大幅に違うのですが、説明を聞かないとよく分からないと思います。
委員	事業費(A)の決算が2,200万円と出ていますよね。コストのところですか。
委員	<p>政策企画課長(事務局)、内部判定の時もこういうデータでやっているとしたら、委員長がおっしゃったように、前後の予算が入ってなくてもスルーされているわけですね。チェックが甘いということです。</p> <p>皆さんも困っていますけど、データとして同じ書類を出すべきだと思います。内部で評価しているのであれば、そういうのも出してしかりではないでしょうか。</p>
事務局	申し訳ございません。
委員長	何のシステムのメンテナンスで600万がかかるのですか。
担当課	都市計画システムです。
委員	これは毎年かかるのですか。
担当課	メンテナンスは毎年行っていますが、金額については確認をとらせていただきます。
委員	要するに、都市計画システムというソフトがあるということですか。
担当課	そうですね。端末にシステムが入っています。GISと同じで、公図と市街化区域、調整区域、文化財、周知の包蔵地、農用地、災害の特別警戒区域等の表示が全部図面で重なっていて、住所地番を入れるとぱっと出てきます。それで、建設会社や不動産業の開発行為等に伴う問い合わせにお答えするのに活用しています。
委員長	それ以外にはどういう活用がありますか。

担当課	主な活用方法としては、開発行為等の審査のために情報を整理すること、そのためのシステムです。
委員長	それだけデータが重なっていれば、役所でいろいろと使えると思います。今はだいたいマップの上で処理できますよね。それは何万分の一ですか。
担当課	スケールはいくらでも拡大できます。
委員長	例えば、1/500 なら道路管理とか、縮尺ごとに地図の管理が違いますよね。道路や下水の管理だと 1/500 くらいまでの精度を求めます。使っている都市計画データはどこまでの精度がありますか。どれにでも対応できるのですか。
担当課	はい。市内はどこでも対応できて、スケールは大きいものなら 1/500 程度までは拡大して印刷できます。
委員長	それは、公図データとも重ね合わせているのですよね。いろいろと使えると思います。歴史的に都市計画課が図面管理をしているとは思いますが、それをフルにどこでも使っているのかどうか。道路でも下水でも管理図面を別々に発注しますよね。とても無駄です。道路は道路、下水は下水ですよね。
担当課	そうですね。
委員長	下水は道路に入っていない部分もあると思いますが、道路の図面を使えば簡単なはずなのに、二重三重に図面にお金を使っている。何百万もかけてメンテナンスをするのなら、その辺りを一括して使えるもの、マスターにしていけば、それで済むのではないですか。
担当課	おっしゃることは、GIS で一元管理して、ウェブで共通で見られるようにすれば、経費の節減を大きく図れるということですよ。
委員長	地質調査のデータまで入れているところもある。独自に地質調査をやる場合もあるが、基本的にはそれぞれの建物や下水を埋設する時に調べたデータを一括管理している。そのように、一括で全部載っかっていけば、とても安上がりにはあるはずだと思う。地図データは毎年毎年更新するのにお金がかかる。データはどの会社が管理をしていますか。
担当課	都市計画のコンサルタントに委託しております。
委員長	そこはどの地図を使っていますか。最終的には国土地理院でしょうが、一般的にはコンサルタントがデータをとってやっていて、それを管理しているのが国土地理院。実はコンサルタントが全部やっている。出回っているものはコンサルタントが売っていてそのデータをカーナビの会社などが買うわけでしょう。実はその都度変更されている。携帯電話の地図は早い時は 1 週間くらいで新しい道路が入ってくる。役所の地図は年に 1 度ですよ。
担当課	年に 1 度です。
委員長	それに 600 万くらいかかるわけですよ。
担当課	システムの保守点検については 200 万弱、残りの 400 万は都市計画図の作成業務です。
委員長	それは測量会社ですか。

担当課	測量会社に委託して図面を作っております。
委員長	それは区域を決めて毎年行っていると。
担当課	そうです。一度には無理ですので区域を分けてやっています。
委員長	<p>何十年前前はそうだった。今は衛星写真でほとんどできてしまう。だから、本当に委託業者が飛行機を飛ばしてそのエリアだけ直しているのか、衛星写真でやっているのか。今は新旧の衛星写真を機械で比べてすぐに分かる。会社が儲けすぎているのではないかと思います。</p> <p>今は飛行機を飛ばす必要がなく、衛星データでほとんどできてしまうので。都市計画図の作成は、一気にやろうとすればできてしまうと思います。</p> <p>1/2500の地図を切り替えるのですよね。今はそれをしなくても、データがあればそこだけ大型の機械でプリントアウトできる。全部をわざわざ刷って箱に入れますよね。10年経っても使われない地図を捨てて新しい地図に入れ替える。あれはもういらないと思う。紙ベースをどこでやめるか。プリントアウトの機能がありますよね。</p>
担当課	あります。プリンターはみんなので使える大きなプロッタがあります。
委員長	それがあれば紙はいりませんよね。地図はほとんど捨てるだけですよ、新しいのがきて。
担当課	新しいのがきたら古いのは捨ててしまいます。
委員長	ほとんど使われないですよ。
担当課	そうですね。使われるところと使われないところは結構はっきりしていると思います。
委員長	<p>中心市街地や開発しているところは使われるかもしれませんが、それ以外は使われないですよ。今の機械だと、1/2500に限らず、この区域をこの大きさに入れて欲しいといえばできます。</p> <p>紙ベースはもうやめてもいいような気がします。無駄だと思います。毎年メンテナンスに金をかけているのなら、紙ベースの400万を整理して、使い勝手のいいようにサービスしていったほうがいい。</p> <p>事業の概要に、人口減少を見込んで、区域区分の見直しをと書いてありますが、これはどういうことをするのですか。</p>
担当課	<p>コンパクトシティというようなことが言われております。区域区分を見直す前段階として立地適正化計画の検討を進めて、インフラの整備費の抑制などを考えていかなければならないと思っています。</p> <p>まだ立地適正化計画に着手はしていないのですが、来年度あたりからその準備段階に入っていこうかと考えております。</p>
委員長	稲敷市の実情は分かりませんが、これだけ広い範囲に住むことができる。
担当課	<p>そうですね。人口密度が低いというか、広い土地に広く散らばっているという現状なので、インフラ整備にかかる経費を考えると、いわゆるコンパクトシティ化を図っていかなければならないと思っているのですが、なかなか難しい。</p> <p>あとは、公共交通の問題もあり、そちらも絡めて考えていけないので、都市計画だけでは無理な面もあるのかもしれない。</p>
委員長	コンパクトシティだけでけりがつくかという点と難しいですね。これだけ

	広く薄く住んでいると。
担当課	国ではコンパクトシティと言いますが、農家の方も多く、すでに散らばって住んでいますので、実例に合わせるのなかなか難しい。
委員長	<p>山の方に行くと、こんなところにわざわざ住んでいなくてもいいだろうと思ったりもします。ただ、関東平野の平らなところでは、コンパクトシティは無理なような気がしますよね。</p> <p>それよりは、インフラを分散して自己管理できるようにする以外にない。責任もって自分で管理をしてください、と言いたくなってしまいますよね。これだけバラバラなところに住んでいて、水道をひいていくというのは大変な話です。水道の普及率は100%が当たり前だと言う人もいますが、そうではないと思います。茨城県は未だに高度成長期のまま残ってしまっているインフラがたくさんあります。</p> <p>しかし、言うなれば、持っているデータをどこまで使い倒してもらえるかだと思います。極端なことを言えば、小学校で通学路の防犯といったときに、データをその区域に渡してあげるといったようなことができれば、マッピングすることができる。</p> <p>市が、地図をほかの分野でどんどん使ってもらえるようにするのが、地図を管理しているところの役割だと思います。地図データはやはり大事ですよ。</p> <p>今日、防犯カメラ事業もやりましたが、犯罪や交通事故の発生率のマッピングデータはないと思います。そういうのがないとカメラをどこに設置するのかというのを考えるのは難しい。</p> <p>他市町村ですが、若い人の研修で、犯罪や交通事故のデータをマッピングするというのをやらせているところがあります。それをそのまま、地図帳にしている。東京だと、1つの市町村の範囲が狭い。そうするとA3の地図に全部入ってしまう。</p> <p>そこで、どこにどういう状況のことが起きたというのを30枚くらいの地図で整理しているところがある。それをどこの課もその地図を見て仕事に使っている。今は紙である必要はないので、データベースで受け取れば、いろいろなことに使える。</p> <p>まずは、こちらが災害などをデータ uploading していくのも大事かもしれないが、それ以外のデータも各課が載せていくくらいの話になるといろいろ使い倒せるような気がします。</p> <p>よろしいですか。ありがとうございました。</p>
担当課	ご指導ありがとうございました。

## (2) 評価結果の取りまとめ

委員長	<p>《電子母子手帳サービス事業》</p> <p>それでは取りまとめに入ります。よろしいですか、電子母子手帳サービス。適正2，見直し3。どうでしょう。事業そのものを見直すと言うことではなく、そのままやってもらっているが、もう少し、市の意思が入ってもらってもいいですよ。そういう意味で一部見直しということではよろしいですか。</p>
各委員	はい。
委員長	《健康相談事業》

	<p>その次、健康相談事業。概ね適正と適正とはいえないが混ざって、一部見直しが3。適正とはいえない部分が、惰性でやっているのではないかということ。24時間相談するというのは自前ではできないこと。</p> <p>それは認めるとしても、ただ毎年委託料を払っているだけというイメージが強かった。そこはもう少ししっかりとやってもらいたいという意見を付して一部見直しでよろしいですか。</p>
委員	はい。
委員長	<p>《家族介護継続支援事業》</p> <p>その次、家族介護。概ね適正に意見を付けるようにしますか。それとも一部見直しで意見を付けますか。</p>
委員	周知徹底を凶っていないからもう少し、という意見ばかりですね。
委員長	概ね適正で意見を付けるというのでいいですか。
各委員	はい。
委員長	<p>これは、もっと払ってもいいと思う。</p> <p>《敬老事業》</p> <p>続いて敬老事業。一部見直しと適正とはいえない。これは、一部見直しでしょうね。</p> <p>これは、芸能ショーをしないという意見ですか。この辺りを付して。毎年楽しみにしている人もいるということですが、興行する業者とバス会社だけが儲けているような気がします。それよりはお年寄りになにか還元したほうがいいですよ。タクシーの利用券でもいいかもしれない。</p>
委員	なまじ記念品だと、ただのゴミになってしまう。
委員	在り方を再考すべきですよ。
委員	タクシー助成券はいいかもしれない。
委員長	一部見直しで、在り方検討と。よろしいですか。
各委員	はい。
委員長	<p>《防犯カメラ設置事業》</p> <p>防犯カメラ設置事業。適正とはいえないが1、残りが一部見直し。ただ、言っていることはほぼ皆同じです。在り方そのものが警察に引きずられている。一部見直しだけど、適正とはいえないがあったということをきちんと伝える。</p>
委員	警察に押し切られている感じがします。設置場所を決めるから市にお金を出せという。
委員	防犯でない。
委員	警察が検挙率をあげるためにつけている。
委員長	これは、必要性は認めるが、適正とはいえないということ。
委員	主体性がないですよ。
委員長	一部見直しというよりは、適正ではないに近いイメージを皆が持っていますよね。



委員	ただ、防犯カメラ設置事業は、やめるという選択肢のものではないですよ。だから考え方ですよ。
委員	場所の設定が問題ですよ。
委員	警察の言いなりではなく、もう少しよく考えて、ということ。
委員	一部見直しでよろしいんじゃないですか。
委員長	では、一部見直しですか。一部見直しでも適正でないにしても、皆が必要性は認めている。だけど主体性がない。適正とはいえないだと間違いなく必ず来年入ってくる。
委員	委員長が言うように、経過をみるとか、そういう部分ですよ。
委員長	どう変化するか見ていくには、適正とはいえないがいいのかもしれない。
委員	適正とはいえないだと、検討課題に必ずあがってくるということですよ。
委員長	では、その必要性は認め今後拡大するとしても、少し違うのではということにしましょう。  《環境衛生対策事業》 環境衛生対策事業、これはどうですか。3対2。
委員	一部見直しのままでいいんじゃないですか。
委員長	来年聞いてみるということで。一部見直しでよろしいですか。
各委員	はい。
委員長	《都市計画事務事業》 最後です。都市計画事務事業。事業費の未記載がありましたから、これは一部見直しですよ。よろしいですか。
各委員	はい。
委員長	ということで、本日、大変長い時間、ご苦勞様でした。よろしいでしょうか。事務局から何かございますか。

### (3) その他

事務局	次回は8月30日1時からで、また7事業のヒアリングがあります。大変とは思いますがよろしくお願いいたします。
委員長	分かりました。

### 4. 閉会

委員長	それではよろしいでしょうか。お疲れ様でした。
-----	------------------------

以上